

東京都公報

発行
東京都

目次

85

条 例

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……………（デジタルサービス局）…二

○東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都選挙管理委員会）…四

○都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…四

○東京都営住宅条例の一部を改正する条例……………（住宅政策本部）…五

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…五

条例のあらまし

●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一四号）

一 都の執行機関が個人番号を利用することができる事務等を追加するほか、所要

の改正を行います。

二 この条例は、令和八年四月一日ほかから施行します。

●東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一五号）

一 公職選挙法の一部を改正する法律（令和七年法律第二〇号）の施行に伴い、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和八年一月一日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一六号）

一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和七年政令第二六八号）の施行に伴い、介護補償の額を改定します。

二 この条例は、公布の日から施行し、令和七年八月一日から適用します。

●東京都営住宅条例の一部を改正する条例（条例第一一七号）

一 高額所得者認定に係る収入の計算において、パートナースhip関係の相手方を配偶者と同等の取扱いに改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第一一八号）

一 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四七号）の施行によるマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成一二年法律第一四九号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年十一月二八日ほかから施行します。

条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

執行機関	事務
一 知事	東京都立産業技術高等専門学校における授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援に関する事務であつて規則で定めるもの
二 知事	東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの
三 知事	東京都重度心身障害者手当条例（昭和四十八年東京都条例第六十八号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
四 知事	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

五 知事
施行細則（平成十八年東京都規則第十二号）による精神通院医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

六 知事
妊娠高血圧症候群等により患した妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

七 知事
東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

八 知事
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第百二十二号）による結核患者の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

九 知事
東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例（昭和五十年東京都条例第八十八号）による被爆者の子に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

十 教育委員会
東京都立学校の授業料等徴収条例（昭和二十二年東京都条例第九十一号）による授業料及び通信教育受講料の減免に関する事務であつて東京都教育委員会規則で定めるもの

十一 教育委員会
東京都立高等学校等における給付型奨学金の支給に関する事務であつて東京都教育委員会規則で定めるもの

十二 教育委員会
東京都立特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて東京都教育委員会規則で定めるもの

別表第二 一の項及び二の項を削り、同表三の項特定個人情報情報の欄を次のように改める。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の

基礎となる事項に関する情報であつて規則で定めるもの（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）及び生活保護法による保護に関する情報であつて規則で定めるもの（以下「生活保護関係情報」という。）

別表第二中三の項を一の項とし、四の項を二の項とし、五の項を三の項とし、六の項及び七の項を削り、八の項を四の項とし、九の項を五の項とする。

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一中十二の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項の次に次のように加える。

十 知事	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百十七号）による大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
---------	--

第三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一中三の項から十三の項までを八の項から十八の項までとし、二の項の次に次のように加える。

三 知事	東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）による東京都営住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定
---------	--

四 知事	めるもの 東京都引揚者住宅条例（昭和二十六年東京都条例第六十一号）による東京都引揚者住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
五 知事	東京都福祉住宅条例（昭和三十五年東京都条例第三十八号）による東京都福祉住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
六 知事	東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第百三十三号）による地域特別賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
七 知事	東京都特定公共賃貸住宅条例（平成五年東京都条例第六十五号）による特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二中五の項を十の項とし、四の項を九の項とし、三の項を八の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 知事	東京都営住宅条例による東京都営住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの（以下「障害者関係情報」という。）
---------	---

四知事	東京都引揚者住宅条例による東京都引揚者住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報及び障害者関係情報
五知事	東京都福祉住宅条例による東京都福祉住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報及び障害者関係情報
六知事	東京都地域特別賃貸住宅条例による地域特別賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報及び障害者関係情報
七知事	東京都特定公共賃貸住宅条例による特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報及び障害者関係情報

附則

この条例中第一条の規定は令和八年四月一日から、第二条の規定は同年十月一日から、第三条の規定は令和九年一月一日から施行する。

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第百十五号

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成五年東京都条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（東京都知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第百四十三条第一項第五号」に、「総称する」を「いう」に改める。

附則

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される東京都知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された東京都知事の選挙については、なお従前の例による。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第百十六号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五百円」に改め、同項第三号中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和七年八月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新条例第八条の二第二項第一号及び第三号の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第八条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づく介護補償（適

用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

東京都営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百十七号

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。
第三十条第二項中「同じ。」の下に「及びパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三十九条の二第一項第二号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第六号」に、「同項第九号」を「同項第十八号」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三十九条の二第一項第二号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都営住宅条例第三十条第二項の規定は、令和九年一月一日以後に行われる令和八年以降の収入を用いた公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十九条第一項に規定する収入の計算（以下この項において「収入の計算」という。）について適用し、同日前に行われる収入の計算又は同日以後に行われる令和七年の収入を用いた収入の計算については、なお従前の例による。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月十七日

●東京都条例第百十八号

東京都知事 小 池 百合子

マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例（令和四年東京都条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同表二の項中「第五条の六第一項」を「第五条の十六第一項」に、「第五条の十六第二項」を「第五条の十六第三項」に、「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同表三の項中「第五条の七第二項」を「第五条の十七第二項」に、「第五条の七第二項」を「第五条の十七第三項」に、「第五条の四」を「第五条の十四」に改める。

第二条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表一の項中「第五条の十四」を「第五条の十六」に改め、同表二の項中「第五条の十六第一項」を「第五条の十八第一項」に、「第五条の十六第二項」を「第五条の十八第二項」に、「第五条の十四」を「第五条の十六」に改め、同表三の項中「第五条の十七第一項」を「第五条の十九第一項」に、「第五条の十七第二項」を「第五条の十九第二項」に、「第五条の十四」を「第五条の十六」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は令和七年十一月二十八日から、第二条の規定は老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）附則第一条第三号に規定する日から施行する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

